平成２４年（フ）第１４１０号
東京都中野区中野４丁目15―２
破産者　熊澤　稔文
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１１号
東京都新宿区余丁町12―８―202
破産者　佐々木民昭
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３４号
東京都西東京市富士町６丁目３―10
破産者　諫山　隆美
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６８号
東京都江東区塩浜２丁目10―４―107
破産者　鬼島まさみ
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３号
神奈川県横浜市青葉区すすき野２丁目８　すすき野第二団地12―202
破産者　千村　由彦
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８６号
東京都練馬区羽沢２丁目８―12―101
破産者　山中美智子（旧姓重枝）
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０２号
東京都江戸川区南葛西２丁目８―９―102
破産者　鈴木いつ子
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３０号
東京都中野区丸山１丁目15―20―205
破産者　若林　英人
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８１５号
札幌市白石区東札幌３条１丁目１
破産者　株式会社ゼピス
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７号
秋田市手形字十七流17番地
破産者　株式会社菅新商店
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８号
福島県大沼郡会津美里町境野字二軒386番地
破産者　有限会社小原重機工業
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
茨城県高萩市大字高萩788番地の３
破産者　株式会社匠建設
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４６７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1473番地１
破産者　ベリーハウス株式会社
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０５号
埼玉県新座市東北１丁目８番８―201号
破産者　有限会社ＴＭプランニング
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１５号
東京都千代田区丸の内３丁目１番１号
破産者　フィールファイン株式会社
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７５６号
東京都三鷹市下連雀９丁目２―５―209
破産者　岡本　和己
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６９８号
東京都練馬区田柄４丁目38―７―201
破産者　石川　智成
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３８８号
神奈川県横須賀市西逸見町２丁目20―４―202
破産者　加藤　孝之
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５５号
東京都品川区荏原２丁目３―18―206
破産者　宮内エミリアーナ
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１０号
東京都町田市木曽西４丁目31番19号
破産者　有限会社オーパス
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１１号
東京都町田市木曽東２丁目８番12―103号
破産者　中山　寿志
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５号
東京都国立市谷保6738番地の１美野和パークタウン307
破産者　舩山　繁幸
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部